

記 者 発 表 資 料
令 和 8 年 8 月 2 6 日
企 画 部 総 合 政 策 課
担 当 : 阿 部 、 鈴 木
電 話 : 0 2 2 - 2 1 1 - 2 4 0 6

「大規模事業評価」に関する意見を募集します

宮城県では、県が事業主体の大規模な事業の推進にあたり、必要性や妥当性を検討し、政策判断の透明性を高めることを目的に大規模事業評価を行っています。

今回は、**多賀城政庁復元整備事業**について、8月26日(水)から9月25日(金)まで、県民の皆様
の御意見を募集します(詳細については別紙を御覧ください)。

○大規模事業評価について

県では、事業の実施過程における透明性の向上を図ることを目的として、全体事業費が一定額を超える事業について、事業実施の必要性・有効性等を検討する大規模事業評価を、行政活動の評価に関する条例(平成13年宮城県条例第70号)に基づいて実施しています。

この度、評価原案(「評価調書」)を作成しましたので、「大規模事業評価調書」及びその要旨を公表し、県民の皆様からの御意見を募集します。

県では、頂いた御意見を踏まえて、最終的な評価を決定し、公表するとともに、事業実施方針の検討や予算編成等に反映させることとしています。

○資料の公表場所

- (1) 県のホームページ(<https://www.pref.miyagi.jp/site/hyoka/r8dai-chousho.html>)
- (2) 県政情報センター(県庁)
- (3) 県政情報コーナー(仙台以外の各地方振興事務所・地域事務所)
- (4) 宮城県議会図書室

問い合わせ先	電話番号
○評価制度について 企画部総合政策課 行政評価班	022-211-2406
○事業内容について 教育庁文化財課 保存活用班	022-211-3683

令和8年度大規模事業評価の 意見を募集します!!!

多賀城政庁復元整備事業 における県の評価原案について、
ご意見がある方は、STEPに沿って意見を送付してください！



STEP 1 対象事業と資料を確認！



大規模事業評価ってなに？

資料を確認してみるよ！

県民生活や県財政への影響が大きい事業の実施の前に行う評価です。
下記の二次元コードから資料を見て、事業について確認してみましょう。



<対象事業> 多賀城政庁復元整備事業

①大規模事業評価の要旨

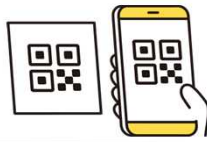
②大規模事業評価調書

【閲覧方法・場所】

- 県ホームページ 宮城県 大規模事業評価 で検索
- 県政情報センター(県庁地下1階)
- 県政情報コーナー(仙台を除く県合同庁舎内)
- 宮城県議会図書室(県議会庁舎)

資料はこちらから！

携帯からでも資料確認OK



STEP 2 募集期間を確認！



令和8年

8月26日(水)～9月25日(金)まで(郵送の場合当日消印有効)

STEP 3 意見を送る！



方法①



郵送

(裏面を利用)

〒980-8570(住所記載不要)

方法②



ファクシミリ

(裏面を利用)

022-211-2493

方法③



電子メール

seisakuiken@pref.miyagi.lg.jp

宛先『宮城県企画部総合政策課行政評価班』まで
※電話によるご意見は受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

●記載に当たってのお願い※お読みください



以下のうち、①・②・⑤・⑥は必ずご記入願います。

- ①氏名又は法人名称 ②住所又は所在地
- ③電子メールアドレス ④電話番号
- ⑤意見の内容
- ⑥県外の方は宮城県との関係
(宮城県への通勤・通学等)

●意見の取扱いについて※お読みください



- ・意見の概要と意見に対する県の考え方を公表します。
- ・氏名・住所等の個人情報公表しません。
- ・いただいたご意見には個別の回答は行いません。
- ・ご承知おきくださいますようお願いいたします。

お問い合わせ 宮城県企画部総合政策課 行政評価班 TEL：022(211)2406 まてどうぞ

ファクシミリ番号 022(211)2493
宮城企画部総合政策課 行政評価班 宛て
※ファクシミリで御意見を提出いただく場合、このまま送信してください。
※提出期限:令和8年9月 25 日(金)

大規模事業評価（多賀城政庁復元整備事業）への御意見（回答票）

①氏名又は法人等の名称	
②住所又は所在地	
③電子メールアドレス	
④電話番号	
⑤意見の内容	
⑥県外の方は宮城県との関係（宮城県へ通勤・通学等）	

※意見の提出にあたっては、記載項目の『①、②、⑤、⑥』は必ずご記入いただきますようお願いいたします。